

レモネードスタンド助成事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人キャンサーネットジャパン（以下「本法人」という。）が実施する助成事業について必要な事項を定め、助成事業の適正性、透明性および公正性を確保し、もって事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 本法人が運営するレモネードスタンドジャパン事業に寄せられた寄付・レモネードスタンド開催による募金を原資とし、小児がん治療成績の向上を目的としたプロジェクトを対象とする。

(助成要項の決定)

第3条 助成の募集期間、助成額、助成件数、助成期間、対象経費その他必要事項は、募集の実施ごとに助成要項として定める。

2 助成要項は、事務局長（不在のときは代行者とする。以下も同様とする。）が作成し、理事長の承認を得る。

3 助成要項には、助成金の交付条件、助成金支給対象者（以下「助成対象者」という。）が遵守すべき事項、報告・監査への対応、助成の中止・辞退、助成金の返還その他必要事項を定めることができる。

4 本法人は、助成金の交付にあたり、助成対象者またはその所属機関との間で助成契約を締結し、または助成対象者から誓約書を提出させる方法により、前項の事項を含む交付条件の遵守を確認することができる。

(コンプライアンスについて)

第4条 選考委員、理事、職員その他助成事業に関与する者は、申請者との間に雇用関係、共同研究関係、指導関係、親族関係、金銭的利益関係その他審査の公正性に影響を及ぼすおそれのある関係（以下「利益相反」という。）を有する場合には、当該案件の審査に関与してはならない。

2 本法人は、関係者に対し、利益相反の有無について定期的な自己申告を求める。

3 本法人は、助成事業に関し、理事、監事、職員その他の事業協力団体の関係者を含む特定の者に特別の利益を与えない。

(書類の保管と所轄庁への届け)

第5条 助成金の支給を行ったときは、都道府県または指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを事務所に備え置く。

2 助成金の支給を行ったときは、都道府県または指定都市の条例で定めるところにより、前項の書類を所轄庁に提出する。

(募集方法)

第6条 助成の募集方法は、公募とする。

(申請資格)

第7条 日本国内の大学、医療機関、研究機関に所属する医療従事者または研究者（個人あるいはグループ）で、助成金を所属機関を通じて受領できる者とする。

(欠格事由)

第8条 助成金の交付を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 助成の趣旨に反して営利目的で本助成を利用するおそれがあると本法人が認める場合
- (2) 法令違反または重大な研究不正を行った場合
- (3) 虚偽申請を行った場合
- (4) 反社会的勢力に関係すると認められる場合
- (5) 違法行為、社会通念上好ましくない活動が認められた場合
- (6) 前各号のほか、本法人が不相当と認めた場合

(申請)

第9条 申請者は、所定の申請書類を本法人に提出しなければならない。

(助成の対象となる経費)

第10条 助成の対象経費は、助成対象事業のプロジェクトのみに使用されるものに限るものとし、詳細は助成要項にて定める。

2 前項にかかわらず、研究者の所属機関への間接経費等への充当は認めない。

(選考)

第11条 本法人は、助成対象者および助成額を審査するため、理事および職員による選考を行う。

2 選考は、本法人が定める審査用紙による評価をもって行う。

3 前項の審査に関与する者は、審査に関して知り得た情報について守秘義務を負う。

(助成金支給手続等)

第12条 本法人の事務局長は、受け付けた申請書類を理事および職員に送付し、審査を依頼する。

2 審査は、各審査者が審査用紙により評価を行い、その結果を本法人に提出する方法により行う。審査票の様式および評価方法は、事務局が定める。

3 事務局は、前項の審査結果を集計し、担当理事の確認を経て、助成対象者および助成額を決定する。

4 事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。

5 助成金は、原則として、助成対象者の所属機関に支給する。

6 選考過程および選考理由は、原則として公表しない。

(助成金の決定通知)

第13条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し電子メールにより行う。

(助成の中止・辞退)

第14条 助成対象者は、決定された助成の対象となる事業、活動、プロジェクト等を中止しようとするときは、あらかじめ所定の中止届を本法人の理事長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、助成を辞退しようとするときは、あらかじめ辞退届を本法人の理事長に提出しなければならない。

3 助成金支給について本法人の状況により実施することが困難になり中止を余儀なくされる場合があることを、助成を受けようとする者はあらかじめ了承し、それに対して、一切の異議、申し立てをすることはできないこととする。

(研究計画等の変更)

第15条 助成金の支給の決定を受けたのちに、研究計画等に関し、次に掲げる事項について重要な変更をしようとするときは、助成対象者は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。理事長はその承認にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

- (1) 研究代表者
- (2) 研究目的または研究内容の主要部分
- (3) 実施場所
- (4) 予算配分の重要な変更
- (5) 助成期間

(整理保管)

第16条 助成対象者またはその所属機関は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(監査)

第17条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、助成対象者またはその所属機関に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

2 前項の報告または監査の実施方法、範囲、手続および助成金支給対象者またはその所属機関が対応すべき事項は、助成要項または助成契約に定める。

(研究報告の発表)

第18条 本法人は、助成金の支給を受けて実施した研究の全部または一部を印刷その他の方法をもって公表することができる。

2 研究報告の要旨は、本法人の刊行物もしくはホームページに掲載するものとする。

3 本法人が前二項に基づき公表を行う場合に必要となる成果物の提出、利用許諾その他の条件は、助成要項または助成契約に定める。

(刊行物の報告)

第19条 助成対象者が、その助成金に係る研究の結果の全部もしくは一部、または要旨を刊行または発表する場合は、本法人から助成を受けた旨を明記し、理事長に報告しなければならない。

(実績の報告)

第20条 助成対象者は、助成期間終了時に、実績および研究報告の要旨を理事長に報告しなければならない。また、本法人が指定する場にて研究結果の報告を行わなければならない。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第21条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本法人は助成金の支給決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに支給した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 法令違反または重大な研究不正を行った場合
- (2) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (3) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (4) 第17条第2項に定める報告または監査への協力を正当な理由なく拒んだとき
- (5) 助成要項または助成契約に定める交付条件に重大な違反があったとき
- (6) その他この規程の目的に照してふさわしくないものと理事会が認めたとき

- 2 前項各号の事由が発生した場合には、事務局長は理事長へ報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた理事長は、必要に応じて関係者への聴取等を行い、事由の事実について精査した上で、決定の取り消し、交付の中止、返還の要求を行うことを決定するものとする。
- 4 本法人が返還を求める場合の返還額の算定、返還期限、返還方法その他の条件は、助成要項または助成契約に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2026年4月9日から施行する。